

バーゼル法該当貨物の 輸入承認申請手続き等について

<台湾編>

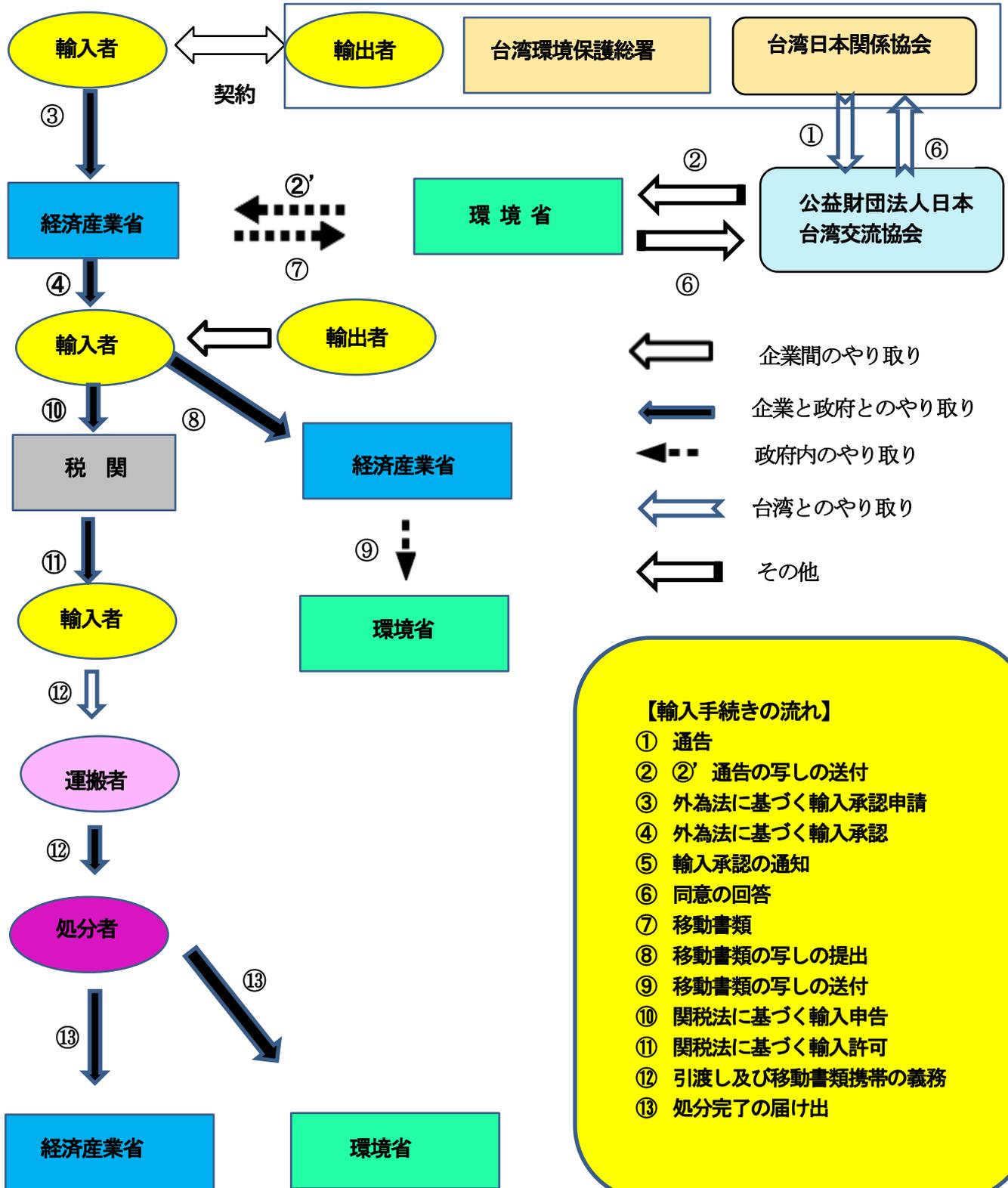
- I. 輸入するときの手続きの流れ
- II. 通告内容の確認
- III. 輸入承認の申請手続き
- IV. 処分完了の届出について
- V. 経済産業省ホームページ

<資料>

- ・ 輸入承認申請書
- ・ 別紙1 「輸入承認申請理由書」
- ・ 輸入承認申請理由書の記入上の注意
- ・ 輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表
- ・ 別紙2 「台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書」
- ・ 移動書類に係る処分届出書

(2018年8月改訂)

I. 輸入するときの手続きの流れ



II. 通告内容の確認

台湾から環境省に対して事前通告が届くと、環境省から輸入者に対して事前通告の内容についての確認依頼の連絡が届きます。その際、環境省から以下の資料の送付が求められます。なお、当該貨物が廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物にも該当し、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証を取得している場合については、下表の②～⑨の書類について、省略することができます。

- (1) 契約書（輸出者と輸入者、輸入者と処分者との契約。環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていることが必要です。）
- (2) 輸出国の発生施設での発生工程図
- (3) 日本での処理工程及び処理施設概要（工程図、処理施設のパンフ等）
- (4) 貨物のカラー写真（鮮明でない場合がありますので、メールでご送付ください。）
- (5) 銀行保証書、海上火災保険等
- (6) 貨物のフロー図
- (7) 成分分析表

原則として、構成成分（有用物及び有害物）の含有量等が分かるものをお願いします。

これらの書類は、輸入承認申請の際にも参考資料としてご提出ください。その他、審査に必要な書類等の提出をお願いすることもあります。ご協力ください。

【連絡先】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電 話：03-5501-3157（直通）

Ⅲ. 輸入承認の申請手続き

特定有害廃棄物等を台湾から輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第52条の規定に基づき経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

1. 輸入承認の申請

輸入承認申請の際には（1）の各書類を提出してください。また、輸入承認を受けた後、貨物を通関する際は、各通関前に（2）の各書類を提出してください。

（1）輸入承認申請の際に提出が必要な書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通（両面印刷のこと）
- ② 輸入承認申請理由書（別紙1） 1通
- ③ 輸入契約書の写し 1通
- ④ 輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通
- ⑤ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 1通
- ⑥ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し 1通
- ⑦ その他必要と認められる書類

例えば、以下の書類が必要となる場合があります（これ以外の書類が必要になることもありますのでご協力ください）。

特別有効期間設定依頼書(承認の有効期間が6ヵ月以上の場合又は6ヵ月未満の場合) 1通

（2）各通関に提出が必要な書類

- ⑧ 台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書（別紙2） 1通
- ⑨ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の3（6）の規定に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとします。） 1通
- ⑩ 輸入承認証（裏面を含む）の写し 1通

(3) 提出先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話：03-3501-1659 (直通)

2. 輸入承認の基準

輸入の承認は、当該申請が次の(1)から(6)までに該当する場合に限り行うものとします。

廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸入の許可を受ける必要のあるもの(上記1の(1)の⑥に該当するもの)については、同法に基づく環境大臣による輸入の許可を受けていることを併せて確認するものとします。

(1) 次のいずれかに該当していること。

① 輸入される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有していること。

② 輸入される特定有害廃棄物等が我が国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

(2) 台湾以外からの輸入でないこと。

(3) 輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容と一致していること。

(4) 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。

① 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。

② 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること(例：火薬類取締法(以下「火取法」という。)上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)

③ その他必要な事項に適合していること。

(5) その他2005年12月1日付け有害廃棄物等の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と東亜関係協会との間の取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(6) 輸入承認申請の内容が上記1の(1)の②から⑦までの提出書類の内容と一致していること。

3. 輸入承認の条件

輸入承認を行う場合は、次の条件を付します。

(1) 通関前に台湾との輸入に係る移動書類(写)届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。なお、移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸入に係る移動書類(写)届出書に記載された移動累計数量が本輸入承認証の数量の範囲内であること。

(2) 本輸入承認証により輸入される貨物を運搬又は処分を行う者が、移動書類の原本を携帯し、かつ、同書類に記載された内容に従って運搬又は処分を行うよう措置すること。

(3) 本輸入承認証により輸入された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。

(4) 本輸入承認証に係る貨物の輸入に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

IV. 処分完了の届出について

輸入承認手続を経て特定有害廃棄物等を輸入した者は、当該貨物の処分が完了したときは、法令に基づき、速やかに経済産業省及び環境省へ次の書類をそれぞれに届け出てください。

(1) 届出に必要な書類

- ① 移動書類に係る処分届出書 1通
- ② 移動書類の写し 1通
- ③ 輸入承認証（裏面を含む）の写し 1通

(2) 届出先

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当
住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電 話：03-3501-1659（直通）

【環境省】最終の処分作業を行う処分施設の所在地を所管する地方環境事務所

- 北海道
〒060-0808 札幌市北区北八条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階
北海道地方環境事務所
(電話) 011-299-1952
- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階
東北地方環境事務所
(電話) 022-722-2871
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県
〒330-6018 さいたま市中央区新都心1-1-2
明治安田生命さいたま新都心ビル18階
関東地方環境事務所
(電話) 048-600-0814
- 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
中部地方環境事務所
(電話) 052-955-2132
- 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8階
近畿地方環境事務所
(電話) 06-4792-0702
- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
中国四国地方環境事務所
(電話) 086-223-1584

- 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階
四国事務所
(電話) 087-811-7240
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号熊本地方合同庁舎B棟 4 階
九州地方環境事務所
(電話) 096-322-2410

V. 経済産業省ホームページ

上記 I からIVまでにつきましては、経済産業省ホームページにおきまして、以下のURLにて、ご案内しています。また、申請様式等につきましてもダウンロードしていただけるようになっています。

<台湾からのバーゼル貨物の輸入申請手続き>

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/basel_import1_taiwan_2.html

輸入（承認・割当）申請書

申請者名 _____ 記名押印
 又は署名 _____

住 所 _____ 資 格 _____

電話番号 _____ 申請年月日 _____

次の △輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項 の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

| 1 関税率表の 番号等 | 2 商品名 | 3 型及び銘柄 | 4 原産地 | 5 船積地域 (船積港) | 数量及び単位 (金額) |
|----------------|-------|---------|-------|-----------------|----------------|
| | | | | | 総額(US\$) |
| 備 考 | | | | | |

II 輸入割当て

| | |
|-----------------|--------------|
| ※割当数量及び単位 (割当額) | ※証明書番号 _____ |
| | ※期間満了日 _____ |

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、IIの数量及び単位を 割り当てる ・ 割り当てない ・ 次の条件を付して割り当てる

| | | | | | |
|---------------------------|--|---|---|--|--|
| ※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定 | | | | | |
| 上記「I申請の明細」欄中 | <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> </table> の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。 | 1 | 2 | | |
| 1 | 2 | | | | |

III 輸入の承認

| |
|----------------|
| 輸入割当証明書の日付及び番号 |
| |

| | |
|----------------|-------------------|
| ※承認番号 _____ | ※延長後有効期間満了日 _____ |
| ※有効期間満了日 _____ | _____ |

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する ・ 承認しない ・ 次の条件を付して承認する

| |
|------|
| ※条 件 |
| |

経済産業大臣の記名押印（輸入割当て）

経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）

日 付 _____

日 付 _____

資 格 _____

資 格 _____

記名押印 _____

記名押印 _____

(裏面)

1 ※輸入承認状況 (輸入割当て関係)

| | 輸入の承認を受けた日 | 輸入承認に係る数量 (金額) | 未承認数量 (金額) | 経済産業省又は税関の記名押印 |
|---|------------|----------------|------------|----------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |

2 ※通 関 (輸入承認関係)

| 税関申告番号及び 申告年月日 | 商 品 名 | 送状数量 | 送状金額 | 通関数量 | 通関金額 | 許可又は承認月日 及び税関押印 |
|-------------------|-------|------|------|------|------|--------------------|
| | | | | | | |

3 ※銀行等又は資金移動業者の記載欄 (輸入承認関係)

| 送 金 年 月 日 | 金 額 | 銀行等又は資金移動業者承認印 |
|-----------|-----|----------------|
| | | |

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。
(2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び引当表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。
(3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。
(4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

輸入承認申請理由書の記入上の注意事項

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第1、4、6欄)

輸出者、輸入者／処分者及び予定されている運搬者について、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地、電話番号、ファクシミリの番号、電子メールのアドレス

(第2欄)

・処分作業の種類には、処分（非回収）作業、回収作業のいずれかに該当するか、
・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設へ運搬されるのか、
・書類は、一回の通告、包括的な通告のいずれかに係る特定有害廃棄物等に関するものか、について該当欄に「×」印を記入すること。

また、包括的な通告に係る特定有害廃棄物等に関する書類の場合には、当該通告の有効期限を記入すること。

(第3欄)

一回の通告（国境を越える移動の総回数が一回）の場合には「1」と記入すること。
包括的な通告の場合には総移動回数を記入すること。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が特定有害廃棄物等の排出者である場合は、「第1欄に同じ」と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が輸入者／処分者である場合には、「第4欄に同じ」と記入すること。

(第8欄)

「輸出移動書類で用いるコード表」（「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）に規定する「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」をいう。以下同じ。）に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者／処分者（又は処分施設）との間の契

約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「別添資料参照」と記入すること。

(第11欄)

輸出者と輸入者／処分者（又は処分施設）との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出移動書類で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出移動書類で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状态」については、該当する欄に「×」印を記入すること。

「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第16欄)

バーゼル条約附属書Ⅷに基づいたコード記入すること。

また、廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第17欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「有」場合には、その具体的内容（例：こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと）について資料を添付すること。

(第18欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅰに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

なお、該当するY番号が分からない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認す

ること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書 I 及び III の規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 III に掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する H 番号を記入すること。

なお、該当する H 番号が分からない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書 I 及び III の規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 III に掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

なお、該当する国際連合分類区分が分からない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第21欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告 (Recommendations on the Transport of Dangerous Goods) に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第22欄)

特定有害廃棄物等の重量及び体積並びに外国為替金額の総計を記入すること。

(第23欄)

特定有害廃棄物等の国内での移動開始が予定されている日付を記入すること。

(第24欄)

特定有害廃棄物等の国境を越える移動の終了が予定されている日付を記入すること。

(第25欄)

台湾及び日本の権限のある当局の名称及び指定されている場合には輸出及び輸入の地点を記入すること。

輸入承認申請理由書の記載で用いるコード表

| | |
|---------------------------|--|
| (第8欄) 処分作業のコード番号 | |
| <u>処分作業 (回収につながらない作業)</u> | |
| D 1 | 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て) |
| D 2 | 土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解) |
| D 3 | 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入) |
| D 4 | 表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。) |
| D 5 | 特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。) |
| D 6 | 海洋を除く水域への放出 |
| D 7 | 海洋への放出 (海底下への挿入を含む。) |
| D 8 | この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1からD 1 2までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの。 |
| D 9 | この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1からD 1 2までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、か焼、中和、沈殿) |
| D 1 0 | 陸上における焼却 |
| D 1 1 | 海洋における焼却 |
| D 1 2 | 永久保管 (例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。) |
| D 1 3 | D 1からD 1 2までのいずれかの作業に先立つ調合又は混合 |
| D 1 4 | D 1からD 1 2までのいずれかの作業に先立つ梱包 |
| D 1 5 | D 1からD 1 2までのいずれかの作業が行われるまでの間の保管 |
| <u>回収作業</u> | |
| R 1 | 燃料としての利用 (直接焼却を除く。) 又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 |
| R 2 | 溶剤の回収利用又は再生 |
| R 3 | 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用 |
| R 4 | 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用 |
| R 5 | その他の無機物の再生利用又は回収利用 |
| R 6 | 酸又は塩基の再生 |
| R 7 | 汚染の除去のために使用した成分の回収 |
| R 8 | 触媒からの成分の回収 |
| R 9 | 使用済みの油の精製又はその他の再利用 |
| R 1 0 | 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理 |
| R 1 1 | R 1からR 1 0までに掲げる作業から得られた残しの利用 |
| R 1 2 | R 1からR 1 0までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換 |
| R 1 3 | R 1からR 1 0までに掲げるいずれかの作業のための物の集積 |
| (第1 2欄) 梱包の形態 | (第1 4欄) 運搬の手段 |
| 1. ドラム缶 | R = 道路 |
| 2. 木樽 | T = 鉄道 |
| 3. ジェリカン | S = 海路 |
| 4. 箱 | A = 空路 |
| 5. 袋 | W = 内水航路 |

| | |
|--|--|
| 6. 二重構造容器 7. 圧力容器 8. ばら積み 9. その他（明記すること。） | |
| <p>(第18欄) Y番号</p> <p>附属書I 規制する廃棄物の分類</p> <p><u>廃棄物の経路</u></p> <p>Y 1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物</p> <p>Y 2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物</p> <p>Y 3 廃医薬品</p> <p>Y 4 駆除剤及び植物薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 7 熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物</p> <p>Y 8 当初に意図した使用に適しない廃鋳油</p> <p>Y 9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物</p> <p>Y 1 0 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テフェニル（PCT）若しくはポリ臭化ビフェニル（PBB）を含み又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品</p> <p>Y 1 1 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓</p> <p>Y 1 2 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 1 3 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 1 4 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの</p> <p>Y 1 5 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物</p> <p>Y 1 6 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 1 7 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物</p> <p>Y 1 8 産業廃棄物の処理作業から生ずる残滓</p> <p><u>次に掲げる成分を含有する廃棄物</u></p> <p>Y 1 9 金属カルボニル</p> <p>Y 2 0 ベリリウム、ベリリウム化合物</p> <p>Y 2 1 六価クロム化合物</p> <p>Y 2 2 銅化合物</p> <p>Y 2 3 亜鉛化合物</p> <p>Y 2 4 砒素、砒素化合物</p> <p>Y 2 5 セレン、セレン化合物</p> <p>Y 2 6 カドミウム、カドミウム化合物</p> <p>Y 2 7 アンチモン、テルル化合物</p> <p>Y 2 8 テルル、テルル化合物</p> <p>Y 2 9 水銀、水銀化合物</p> <p>Y 3 0 タリウム、タリウム化合物</p> <p>Y 3 1 鉛、鉛化合物</p> <p>Y 3 2 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物</p> <p>Y 3 3 無機シアン化合物</p> <p>Y 3 4 酸性溶液又は固体状の酸</p> <p>Y 3 5 塩基性溶液又は固体状の塩基</p> <p>Y 3 6 石綿（粉じん及び繊維状のもの）</p> | |

- Y 3 7 有機りん化合物
- Y 3 8 有機シアン化合物
- Y 3 9 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む。）
- Y 4 0 エーテル
- Y 4 1 ハロゲン化された有機溶剤
- Y 4 2 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
- Y 4 3 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y 4 4 ポリ塩化ジベンゾパーパラジオキシン類
- Y 4 5 この附属書（例えば、Y 3 9 及び Y 4 1 から Y 4 4 まで）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物
 - (a) この条約の適用を容易にするため、並びに (b)、(c) 及び (d) の規定に従うことを条件として、附属書Ⅷに掲げる廃棄物は、この条約第一条 1 (a) の規定に従い有害な特性を有するものとし、及び附属書Ⅸに掲げる廃棄物は、この条約第一条 1 (a) の規定の適用を受けない。
 - (b) 附属書Ⅷに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合には、当該廃棄物がこの条約第一条 1 (a) の規定に従い有害でないことを証明するために附属書Ⅲを利用することを排除しない。
 - (c) 附属書Ⅸに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合において、当該廃棄物が附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの物を含むときは、この条約第一条 1 (a) の規定に従い、当該廃棄物が有害な特性を有するものであるとすることを排除しない。
 - (d) 附属書Ⅷ及び附属書Ⅸは、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条 1 (a) の規定の影響を及ぼすものではない。

附属書Ⅱ 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類

- Y 4 6 家庭から収集される廃棄物
- Y 4 7 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓

(第 1 9、2 0 欄) 国際連合分類区分及び H 番号

| 国際連合 分類区分 | H 番号 | 有害特性 |
|--------------|-------|--|
| 1 | H 1 | 爆発性 |
| 3 | H 3 | 引火性の液体 |
| 4・1 | H 4・1 | 可燃性の固体 |
| 4・2 | H 4・2 | 自然発火しやすい物質又は廃棄物 |
| 4・3 | H 4・3 | 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 |
| 5・1 | H 5・1 | 酸化性 |
| 5・2 | H 5・2 | 有機過酸化物 |
| 6・1 | H 6・1 | 毒性（急性） |
| 6・2 | H 6・2 | 病毒をうつしやすい物質 |
| 8 | H 8 | 腐食性 |
| 9 | H 1 0 | 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生 |
| 9 | H 1 1 | 毒性（遅発性又は慢性） |
| 9 | H 1 2 | 生態毒性 |
| 9 | H 1 3 | 処分した後、何らかの方法により、H 1 から H 1 2 までの特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物 |

別紙 2

台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾からの輸入に関して、平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005年12月1日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項）の3（6）の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸入承認を受けた内容と相違ありません。

申請者名
記名押印又は署名
住所
電話番号（担当）

記

1. 輸出者

氏名又は名称：
住所：

2. 輸入者／処分者

氏名又は名称：
住所：

3. 処分施設

氏名又は名称：
住所：

4. 特定有害廃棄物等の名称：

5. 輸入承認証

承認番号：
承認日：
数量：

6. 移動の状況

| 移動回数 | 移動累計数量／移動数量 | 通関数量 |
|------|-------------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

（注）これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式

| | |
|--|---|
| <p>移動書類に係る処分届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿 環境大臣</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに法人に 届出者 あつてはその代表者の氏名並びに電 話及びファクシミリの番号</p> <p style="text-align: center;">担当者名 電話番号 ファクシミリ番号</p> <p>特定有害廃棄物等の処分を行ったので、有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財 団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005年12月1日）の的確かつ円滑な 実施を図るために必要な事項（経済産業省・環境省告示第12号）3の（7）の規定によ り、移動書類の写しを添付して届け出ます。</p> | |
| 輸入承認番号及び輸入承認日 | |
| 移動書類の写しを提出した日付 | |
| 特定有害廃棄物等の処分を行った 日付、処分の場所及び処分の方法 | <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>処分プロセスにおいて、実際に処分 された日を判別することが困難であ る場合には、処分プロセス投入日を 記載することも可能。</p> </div> |

- 備考 1 輸入承認証（裏面を含む）の写しを添付して提出すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。